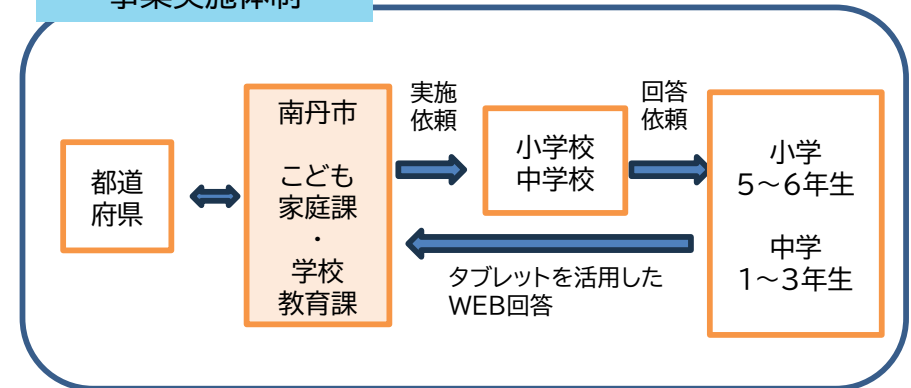


事業に取り組む背景

近年、家族の介護や家事などを日常的に担うヤングケアラーが社会的課題となっている。令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーへの支援が法令上位置付けられた。地方公共団体には、ヤングケアラーの状況把握や必要な支援に努めることが求められていることから、本市においても、子どもの生活実態や支援ニーズを把握し、今後の支援体制の充実や施策の検討に活用するため、実態調査を実施する。

事業実施体制



事業で取り組む内容

南丹市ヤングケアラー実態調査(仮称)

<目的>

南丹市におけるヤングケアラーと思われる児童生徒の実態(家事や家族の世話、学校生活への影響、抱えている悩みなど)を把握し、潜在化しやすいヤングケアラーの早期発見・早期対応、および適切な支援につなぐ方策、相談窓口のあり方等を検討するため、市内の小中学生に対し、家庭での生活実態や家族の世話の状況などについてアンケート調査を行う。

<対象者> *ヤングケアラーを理解して回答できる年齢とする。

学校数:小学校7校 中学校4校

児童・生徒数:小学5～6年生 435人(R8.5.1現在)

中学1～3年生 676人(R8.5.1現在)

<調査の流れ>

- ・学校を通じて、調査依頼文をこども、保護者に配布
- ・児童・生徒に貸与されている1人1台端末(タブレット)を活用したWebアンケート方式。*任意の記名式
- ・教育委員会を通じて各学校へ依頼し、学校の中で学級活動や総合的な学習の時間などを活用し、教員のサポートのもと実施する。

<調査期間>

令和8年10月下旬～11月下旬(予定)

<質問項目>

京都府の示す調査項目を参考に、児童生徒が回答しやすい言葉遣いで構成する。(1基本属性 2ケアの有無 3ケアの頻度・時間 4生活への影響 5認知度と相談状況 6求められる支援(ニーズ)など)

<今後の展望>

こども計画の、「こども・若者の気持ちに寄り添い、家族全体を支援する視点を持つ」という基本的な考え方をもとに、以下に取り組んでいく。

- ①調査の結果面接対象となった場合、本人に寄り添うていねいな意向把握
- ②関係機関の連携による早期発見の体制整備
- ③こども家庭課(こども家庭センター『sui』)を中心とした支援体制の確立

ヤングケアラーの把握

学校等の関係機関を通じて個人が把握できる方法(任意の記名式等)により調査を定期的に実施(少なくとも年1回程度)

自治体における支援体制

・こども家庭センターを中心に、多機関による支援体制の構築を想定
・一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成し、具体的な支援を検討し、包括的・計画的な支援を展開

具体的な支援サービス

(ケアの代替)
・介護保険サービス
・障害福祉サービス
・子育て世帯訪問支援事業
・外国語対応通訳の派遣 等
(本人への支援)
・レスパイトの機会を確保
・ピアサポート等の相談支援
・学習支援 等